

令和7年2月18日

件名 日曜日の窓口開設について

3月下旬から4月初旬までは、転出入などにより住民異動届や各種証明書の交付などが増加します。この時期の市民サービスの向上と窓口の混雑緩和を図るため、下記のとおり、高崎市役所本庁と6支所で日曜日の窓口を開設します。なお、日曜日の窓口の開設は、本庁では平成12年から実施しています。

記

- 1 開設日 令和7年3月23日・30日、4月6日の3日間
- 2 開設場所及び時間
 - ・市役所（本庁）及び支所（倉渕、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井）
 - ・午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 開設窓口取扱い業務

本 庁	支 所	共 通 取 扱 い 業 務
市 民 課	市民福祉課	○転入・転出・転居届、印鑑登録の受け付け、外国人事務 ○住民票の写し（広域交付は除く）・印鑑登録証明書・ 戸籍謄抄本（広域交付は除く）の発行 ○戸籍に関する届の預かり ○マイナンバーカードに関すること
保険年金課	市民福祉課	○国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金の 届け出・申請受け付け ○国民健康保険税に関すること

＊上記業務のほか、群馬支所は税務課業務（諸証明等）を行います。

4 その他

- （1）群馬支所の土曜日開設分（3月22日・29日、4月5日）は、日曜日窓口開設に振り替えるため、開設しません。
- （2）他市町村や官公庁への確認を要するものは、受け付けできない場合があります。

【本件に関する問い合わせ】

市民部市民課

電話：027-321-1307